

【45】 河川の上下流問題

当たり前のことですが、河川の水は上流から下流へ流れ最後に海に入ります。従って通常の時の流れであれ、大雨による洪水であれ、さらに河川水の汚染であれ下流は上流域での現象の影響をみなかぶるわけです。

日照りが続いて渇水になると上流域の取水により下流へ流れて来る水が少なくなり、時には水が涸れてしまうこともあります。従って河川下流域の市町村や住民が上流域での動きに神経質になるのは当然のことで、上流域での河川改修、ダムの新設、取水施設の新改築などに際し、上下流が対立し争いになることは、はるか昔からあることで、つい最近まで珍しくありませんでした。

近代にいたって、明治 29 年（1896）に制定された河川法（旧）では、河川管理者はその河川の流れる地先の都道府県知事でしたから、一つの河川の上流と下流で、あるいは左右岸で河川管理者としての知事が異なることがあり、争いになると、主務大臣としての内務大臣（戦後は建設大臣）が仲裁にのり出したりして、収めるのに難儀しました。

昭和 39 年（1964）に制定され今日に到っている新しい河川法では、河川を国民経済上重要な一級水系と地域的な利害に限定されるに二級水系とに大別し、二つ以上の都府県にまたがるような河川は一級水系として原則、国の管理にしました。上下流の利害が対立するようなダムの設置、新規の取水、下水処理場の設置のような案件については国のイニシアティブで調整されてから計画・実施される制度になったので、そう派手なトラブルは少なくなりました。

河川のような地域を越えた存在にかかわる問題については、いくら地方分権といってもその全体を眺める立場の調整機関が必要であるという典型的な事例です。